

事業群評価調書(令和5年度実施)

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 医療政策課	加藤 一征
施策名	3 地域の医療、介護等のサービス確保	事業群関係課(室)	感染症対策室、薬務行政室、国保・健康増進課、障害福祉課	
事業群名	① 医療提供体制の構築-2(医療提供体制の構築)	令和4年度事業費(千円)	※下記「2. 令和4年度取組実績」の事業費(R4実績)の合計額 707,197	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)		(取組項目)							
人口減少や少子高齢化の進展など、将来の医療需要の予測に基づいた、効率的で質の高い医療提供体制の確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症などの感染症の大流行を想定した医療提供体制についても検討し、確保に向けた対策を推進します。また、離島・へき地など地域における多様な医療提供体制の課題の解決に取り組みます。		i)ドクターヘリ運航等救急医療体制の構築・災害時や感染症発生時における医療の体制強化 ii)ニーズに応じた医薬品や医療機器等の安定供給体制の強化							
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	地域に必要な医療機能(回復期機能)の整備率	目標値①	60%	70%	80%	90%	100%	100%(R7)	
		実績値②	43%(R元)	39%	算定中				
	達成率②/①		65%	—				遅れ	
<p>本県では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、患者数の将来推計等に基づき、目指すべき医療提供体制の姿を描いた「長崎県地域医療構想」を平成28年11月に策定した。構想実現のため、県民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、消費税を財源とする「地域医療介護総合確保基金」を活用し、医療と介護が一体となって、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護サービスの充実、医療従事者の確保・養成、勤務医の働き方改革の推進を柱とする取組を進め、地域に必要な医療機能の整備率は毎年順調に伸びてきていたが、令和3年度は病院再編等により、回復期病床が減床したため、目標値を下回った。</p> <p>令和5年度中に医療機関の対応方針の策定・検証を行うこととしており、その結果を踏まえ、引き続き地域に必要な医療体制の確保に取り組んでいく。</p> <p>※地域に必要な医療機能の整備率=地域医療構想で目標としている令和7年度の回復期病床の整備率。</p>									

2. 令和4年度取組実績(令和5年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和4年度事業の成果等	
				R3実績	うち一般財源	人件費(参考)		R3目標	R3実績	達成率		
				R4実績								R4目標
				R5計画	事業実施の根拠法令等			R5目標	R5実績	達成率		
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)	主な指標					
			所管課(室)名	事業対象								
取組項目1	○	1	ドクターヘリ運営事業費	307,022	198,928	3,895	消防本部等からの要請によりドクターヘリを出動させ、救急患者に対して救急現場及び搬送中に適切な処置・治療を行い、救命率の向上や後遺症の軽減を図った。	【活動指標】	数値目標なし	829	—	●事業の成果 ・消防本部等から1,045件の要請があり、808件出動。出動できなかった事例は天候不良41件、別件出動中154件、時間外18件、要請側からのキャンセル等24件。 ●事業群の目標達成への寄与 ・ドクターヘリを使った救急患者搬送を行うことで、救命率の向上や後遺症の低減を図るとともに医療機関の連携にも寄与した。
				314,555	206,734	4,010		【成果指標】	数値目標なし	78	—	
				315,842	179,687	4,060		出動要請に応えた割合(%)	数値目標なし	77	—	
			H18-	—	—	—		数値目標なし				
			医療政策課	—	—	—	救急患者	数値目標なし				

取組項目	2	保健医療対策費	5,486	4,629	1,558	各医療圏において、医療計画の進捗等を協議するための会議を開催するなど、長崎県の総合的保健医療対策の推進を図った。	【活動指標】 検討対象とする疾患数(件)	5	5	100%	●事業の成果 ・新型コロナウイルス感染症の感染防止により開催できなかった会議もあり、回数については未達成となったが、開催できた会議については、必要な事項について十分に協議・検討できた。 ・地域の医療提供体制の充実・強化に寄与した。	
			3,973	3,878	1,531			5	5	100%		
			6,053	5,005	1,543			5				
		H16-										
			医療政策課	—	—	—	県民	【成果指標】 協議会・部会の開催回数(回)	20	17	85%	
				—	—	—			20	16	80%	
				—	—	—			35			
	3	第二次救急医療体制整備費	186,718	31,992	3,895	休日・夜間等における手術・入院を必要とする重症救急患者等の医療を確保するため、二次救急医療機関等に運営費や施設・設備整備に対する補助を行った。	【活動指標】 施設・設備整備に対する補助件数(件)	8	6	75%	●事業の成果 ・病院群輪番制病院や救急医療協力病院等により二次救急医療提供体制が確保された。 ・県内の二次救急医療体制の確保に寄与した。	
			102,684	35,931	3,827			6	6	100%		
			146,390	58,219	3,858			6				
		S63-										
			医療政策課	—	—	—	医療機関	【成果指標】 2次救急医療機関数(機関)	60	61	101%	
				—	—	—			61	63	103%	
				—	—	—			63			
	4	広域災害・救急医療情報システム費	11,932	9,387	1,558	災害医療・救急医療に関する情報システム等を整備することにより、災害時・救急時の医療を確保した。	【活動指標】 救急医療情報利用機関数(件)	54	52	96%	●事業の成果 ・多くの県民が救急医療情報システムを利用し、在宅当番医の情報を得ることができている。また、広域災害救急医療情報システムの周知により、災害時において医療機関や市町等が負傷者数等必要な情報を入力・閲覧し、情報共有できる体制が整備されている。 ・災害時・救急時の医療体制の確保に寄与した。	
			13,338	8,791	1,571			54	54	100%		
			14,847	8,834	1,543			55				
		H11-										
			医療政策課	—	—	—	医療機関、消防、医師会、保健所、市町、県民	【成果指標】 在宅当番医情報の利用件数(件)	数値目標なし	163,059	—	
				—	—	—			数値目標なし			
				—	—	—			数値目標なし			
5	持続可能な医療体制確保事業				救急医療について、将来にわたり持続可能な医療提供体制の構築を図るため、①救急医療実態調査分析調査、②救急医療情報システム再構築、③上手な医療のかかり方普及啓発を実施する。	【活動指標】 救急医療対策部会開催回数(回)				—		
		17,749	5,649	3,858			2					
	(R5新規)R5-7											
		医療政策課	—	—	—	医療機関、消防、保健所、市町、県民	【成果指標】 二次救急医療機関数(箇所)	61				
6	感染症予防対策事業	31,615	11,546	6,232	総合的な感染症対策を推進するため、エイズ等感染症対策全般についての人材教育、普及啓発活動等による感染症の予防を図った。	【活動指標】 定点医療機関からの情報収集(回)	64	64	100%	●事業の成果 ・令和4年度は、三類感染症(腸管出血性大腸菌感染症)が散発事例(長崎市、佐世保市を除く)として43件発生しているものの集団感染事例は発生していない。引き続き正しい手洗い方法等の普及啓発を行うなど、感染拡大の未然防止につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・感染症についての普及啓発等の対策を講じることで、県民の感染症予防意識の醸成等に寄与した。		
		25,168	9,098	6,122			64	64	100%			
		58,583	25,960	6,173			64					
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条第1～2項											
		H11-	○	—	—	医療機関、保健所、市町、県民	【成果指標】 集団感染発生件数(件)	0	0	100%		
		感染症対策室	○	—	—			0				
7	結核予防対策事業	11,391	8,005	1,558	結核患者への管理検診及び患者の接触者に対する健診の実施、結核予防週間等に正しい結核知識の普及を行い、感染予防及びまん延防止を図った。また、医療従事者や高齢者施設従事者等に向け、患者の早期発見、早期診断のために啓発活動を行うことで結核に対する意識向上を図った。	【活動指標】 接触者の健診受診率(%)	100	100.0	100%	●事業の成果 ・確実な接触者健診や管理検診(受検率:98.1%)を実施し、結核まん延防止を図った。また、継続した結核患者の早期受診・早期診断の地域連携体制の整備に努め、重点的に活動を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・早期発見、早期治療により、感染の拡大が抑えられ感染者の減少につながることで、り患率の減少に寄与した。		
		10,433	7,877	1,530			100	99.6	99.6%			
		16,526	11,934	1,543			100					
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条第1～2項											
		S61-	—	—	—		【成果指標】 新規結核患者罹患率(人口10万人対)	12.4	13.5	91%		
		感染症対策室	○	—	—	結核患者、健診対象者		13.5	10.7	120%		
			○	—	—		R4実績値以下					

取組項目	8	肝炎対策事業費	17,333	9,014	3,116	早期発見を図るため、肝炎ウイルス検査の実施及び受検勧奨を実施。また、検査にて陽性となった者への受診勧奨等のフォローアップを行い、早期治療の促進を図った。肝疾患診療地域連携体制強化事業として、肝疾患診療連携拠点病院である長崎医療センターへ委託し、肝炎コーディネーター養成研修会をハイブリッド形式にて開催。新たに、42名のコーディネーターを養成した。例年行っている市民公開講座は、Web配信とし、期限を過ぎてもYouTubeで視聴可能とすることで、より多くの県民へ正しい肝炎知識の普及啓発を行った。	【活動指標】	1,200	788	65%	●事業の成果 ・無料の肝炎ウイルス検査受検者数は、748名となり、前年度より減少。受検者のうち陽性者へフォローアップを実施し、早期治療へつなげた。また、肝疾患診療連携拠点病院である長崎医療センターへ委託し、肝炎コーディネーター養成研修会を実施。新たに42名が認定を受けた。(累計111名) ●事業群の目標達成への寄与 ・肝炎診療の充実及び向上により、医療体制の強化に寄与した。
			14,337	6,544	3,062		検査受検者数(人)	1,200	748	62%	
			16,794	7,500	3,087		【成果指標】	95	100	105%	
		H19-	肝炎基本法第4条及び感染症対策特別促進事業	検査で陽性となった方の医療機関受診率(%)	95	100	105%				
		感染症対策室	○	—	—	肝炎ウイルス検査未受検者、医療機関		95			
	9	がんとともに生きる事業	64,757	35,851	15,580	県内のがん診療の水準向上や均てん化の推進を図り、妊孕性温存療法及び生殖補助医療に対する助成等がんとともに生きる時代に即し、ライフステージに応じたがん対策の充実や、県で養成したがんピアサポーターの拠点病院への派遣開始等、がんの相談支援体制の整備を推進した。また、市町のがん検診担当者を対象に、がん検診の精度管理及びがん検診受診勧奨にかかる研修会の開催等、県、市町、検診実施機関の精度管理体制、検診実施体制の充実を図った。 がん検診の推進に関する協力協定締結企業等と連携した講演会等の実施や、がん検診に係る普及啓発チラシの配布等、県民に対するがん検診受診率向上対策を実施した。	【活動指標】	42	33	78%	●事業の成果 ・第3期がん対策推進計画の目標に沿い、診療連携体制の強化を通じ県内のがん診療の水準向上や均てん化が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・がん診療の連携強化及びがんの相談支援体制の充実等、効率的かつ持続可能な医療の推進に寄与した。
			56,449	27,810	15,306		がん医療従事者研修会の開催回数(回)	42	45	107%	
			60,112	28,950	15,432		【成果指標】	70	77	91%	
		R3-	—	—	がんによる75歳未満の年齢調整死亡率の減少(人口10万対)	70	72	97%			
		医療政策課	—	—	—	がん診療連携拠点病院、がん診療に携わる医師、県民		70			
	10	障害者歯科診療・休日歯科診療事業	20,185	20,185	779	長崎県歯科医師会に委託し、障害者の歯科診療及び休日における歯科診療の確保を行った。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、巡回歯科診療中止に伴う体制見直しや連絡調整を行った。さらに、新型コロナウイルス感染症の予防対策を強化した診療車の更新を実施した(感染症の影響により納期がR3からR4に延長)。	【活動指標】	227	219	96%	●事業の成果 ・長崎県口腔保健センター歯科診療所を核として、歯科診療車を活用した地域での巡回歯科診療により、障害者歯科診療の充実を図った。なお、新型コロナウイルス感染症の影響で診療日や受診者数が減少した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県内の障害者歯科医療体制の確保に寄与した。
			88,296	20,096	765		障害者歯科診療の診療日数(日)	196	195	99%	
20,000			20,000	772	【成果指標】		3,039	2,581	84%		
S60-		歯科口腔保健の推進に関する法律	障害者歯科診療の受診者数(人)	2,753	2,301	83%					
	国保・健康増進課	—	—	—	県民		2,762				
11	精神科救急医療体制整備事業費	49,812	25,211	1,558	精神科救急医療センター(県精神医療センター内)において、24時間365日、医師等を常時配置し、救急受診者に対する診療体制を確保し、急性期患者の受け入れや、精神障害者又は家族等からの医療相談に対応した。また、精神障害者等の状態に応じて、外来受診又は入院可能な医療機関の紹介を行った。併せて、休日等の6医療圏域毎の救急輪番体制を整備し、精神科急性期患者の受け入れ及び医療相談等を行った。	【活動指標】	数値目標なし	1,234	—	●事業の成果 ・個々の相談に応じた医療機関の紹介や受診援助に関する適切な情報提供を行い、救急時に精神科の受診が可能となった。 【情報センター対応件数】 H29:1,714件、H30:1,058件、R1:1,032件 R2:1,436件、R3:1,234件、R4:1,068件 【救急医療センター対応件数】 H29:148件、H30:186件、R1:182件 R2:151件、R3:159件、R4:140件 ●事業群の目標達成への寄与 ・県内の精神科救急医療体制の確保に寄与した。	
		49,181	24,897	1,531		情報センター対応件数(件)	数値目標なし	1,068	—		
		50,384	25,525	1,543		【成果指標】	数値目標なし	159	—		
	H19-	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の11	精神科救急医療センターでの対応件数(入院・外来)(件)	数値目標なし	140	—					
	障害福祉課	○	—	—	精神科急性期患者等		数値目標なし				
12	予防接種対策事業費	8	8	1,530	骨髄移植等の造血間細胞移植により、移植前に獲得した免疫が低下又は消失した方へ再接種費用の助成を行う市町に対し、県が助成を行うことにより、市町における助成制度の創設を促進した。	【活動指標】	—	—	—	●事業の成果 ・令和4年度までに17市町で助成制度を創設した(令和5年4月1日助成開始の市町を含む)。また、長崎市では助成制度に基づき、助成を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・骨髄移植等の造血間細胞移植により、移植前に獲得した免疫が低下又は消失した方への再接種を推進することにより、感染症の発生予防に寄与した。	
		568	568	1,543		【成果指標】	—	—	—		
		R4-	—	—		市町における助成制度の創設(市町)	8	17	212%		
	感染症対策室	—	—	—	市町		20				

取組項目 ii	○ 13	薬務行政費	68,746	65,614	13,243	流通している無承認無許可医薬品(医薬品成分を含む健康食品)の買上検査や各種公報活動を実施するとともに、ジェネリック医薬品を使用促進するための協議会を開催した。また、災害備蓄医薬品の購入による適正備蓄を行ったほか、県薬剤師会等と連携して災害薬事コーディネーターの資質向上のための研修会を行った。	【活動指標】	20	20	100%	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の成果 ・買上調査や県ホームページによる注意喚起などを実施した結果、県民の健康被害の未然防止に繋がった。また、協議会を中心とした取組みにより、ジェネリック医薬品の普及率向上に寄与した。 ・災害薬事コーディネーターの養成研修を行い、コーディネーターの資質向上を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・医薬品等の安定供給の体制づくりに寄与した。
			16,894	13,792	13,011		無承認無許可医薬品のおそれがある健康食品等の買上げ調査(検体数)	20	20	100%	
			104,629	90,296	13,118		【活動指標】	2	2	100%	
			医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第1条の3				災害薬事コーディネーター養成・資質向上研修会の開催回数(回)	1	1	100%	
			S40-				【成果指標】	0	0	100%	
			薬務行政室				無承認無許可医薬品による健康被害者数(人)	0	0	100%	
			○				【成果指標】	32	40	125%	
			—				災害薬事コーディネーター候補者数(人)	32	40	125%	
			—				販売業者、県民等	32			
			○								
	—										
	14	献血及び骨髄移植推進費	2,703	2,703	8,569	献血功労者表彰式をはじめとする各種イベントを実施し、献血の普及啓発を行った。また、県内の高校生を対象とした献血普及CMコンテストを開催したほか、昨年度の優秀作品をラジオ等の広報媒体で活用して、若年層に対する普及啓発を実施した。さらに、骨髄ドナー支援制度は、未導入の市町には個別訪問等を実施して制度の創設を働きかけた結果、県内21市町での支援が可能となり、骨髄ドナーが提供しやすい環境を整備した。	【活動指標】	1	1	100%	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の成果 ・市町や血液センターと連携し、各種普及啓発活動を実施し、若年層を含む県民の献血への理解促進につながった。また、献血確保量は97.2%と目標を下回ったが、九州全体での需給調整により、県内医療機関からの需要に対する輸血用血液製剤の供給は100%確保することができている。 ・輸血用血液製剤をはじめ医薬品の安定供給に寄与した。
			4,007	4,007	8,419		若年層啓発イベントの開催回数(回)	1	1	100%	
			4,374	4,374	8,488		【成果指標】	25,640	21,339	83%	
			安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第5条				献血確保目標量(L)	25,436	24,730	97%	
			S39-					24,779			
			薬務行政室				県民				
	15	薬事監視指導費	1,001	808	6,232	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等の品質、安全性を確保するため、薬局、医薬品販売業者、医薬品製造業者等の立入検査、監視指導を実施した。	【活動指標】	500	531	106%	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の成果 ・薬局等を対象に目標どおり立入検査を実施し、違反率は5.2%と目標を達成している。違反施設に対しては継続的な指導を実施し、改善および再発防止の徹底を図ったことで、医薬品等の不適正管理による健康被害の未然防止に繋がった。 ・医薬品等の安定供給の体制づくりに寄与した。
			1,409	945	6,212		立入検査数(箇所)	500	585	117%	
			2,368	1,761	6,173		【成果指標】	7.3以下	2.8	100%	
			医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第1条の3				違反率(%)	6.9以下	5.2	100%	
S40-				6.4以下							
薬務行政室			薬業団体、医療関係者等								
16	麻薬指導取締費	1,021	1,021	7,790	麻薬・向精神薬は医療の分野において必要不可欠である一方で、乱用されると乱用者個人の健康だけでなく社会的にも大きな弊害をもたらすことから、麻薬・向精神薬の適正使用の促進や不正流通の防止を徹底するため、麻薬取扱者に対する立入検査や講習会を実施した。	【活動指標】	12	8	66%	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の成果 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため予定どおり講習会が開催できず、7回(58%)と目標を下回ったが、立入検査を計画どおり実施し、麻薬・向精神薬の適正使用の促進や不正流通の防止を徹底することで、県民の健康被害の未然防止に繋がった。 ・麻薬等の適正使用により、県民の健康被害の未然防止に寄与した。 	
		649	649	7,653		麻薬等講習会の開催回数(回)	12	7	58%		
		1,122	1,122	7,716		【成果指標】	3.5以下	1.8	100%		
		麻薬及び向精神薬取締法第58条の38、大麻取締法第21条、覚醒剤取締法第32条				監視指導における違反率(%)	3.1以下	3	100%		
		S28-					3.0以下				
薬務行政室			医療従事者等								

取組 項目 ii	17	毒物及び劇物指導取締費	109	109	1,558	毒物劇物の不適正な取扱いにより、県民の健康被害を及ぼすことがないよう、農業危害防止運動期間を中心に、毒物劇物営業者に対する講習会や立入検査を実施し、適切な取扱い等について指導した。	【活動指標】 毒物劇物講習会での講演回数(回)	5	2	40%	●事業の成果 ・毒物劇物販売業者等を対象に立入検査を実施したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、近年十分に立入検査が実施できていなかった状況から、違反率の目標9.9%以下を達成できなかった。違反施設に対しては継続的な指導を実施し、毒物劇物の適正な取扱いや事故防止対策を徹底することで、県民の健康被害の未然防止に繋がった。 ・毒物劇物の適切な取扱いにより、県民の健康被害の未然防止に寄与した。	
			172	172	1,531			2	5	250%		
			280	280	1,543			5				
		毒物及び劇物取締法第18条			【成果指標】		10.1以下	8.6	100%			
		S25-					9.9以下	11	0%			
		薬務行政室	○	—			—	毒物劇物営業者、業務上取扱者等	9.7以下			
	18	臓器移植対策事業	9,144	5,646	2,337	臓器移植コーディネーターの設置費について助成を行い、連絡調整・普及啓発の委託を行うことで、県民の臓器提供・移植に対する理解の深化、移植医療の推進を図った。	【活動指標】	47,500	30,100	63%	●事業の成果 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため街頭キャンペーンなどのイベントを中止したことから、普及啓発の機会が減少し未達成となったものの、対応可能であったベイスайдマラソン参加者や関係機関へ意思表示カード配付を行い、臓器提供情報の増加へ繋げるための県民への普及啓発を実施することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・臓器提供意思表示カード配布のほか、10月には、県庁等で移植医療のシンボルであるグリーン色のライトアップや、国内初の取組として臓器移植イメージキャラクターのステッカーを掲示したORC機体を就航するなど、県民が臓器移植について考えるきっかけを作り、移植医療の普及啓発に寄与した。	
			5,644	5,644	2,296			臓器提供意思表示カード配布数(枚)	47,500	36,870		77%
			5,646	5,646	2,315			47,500				
		臓器の移植に関する法律第17条の2			【成果指標】		20	20	100%			
		S60-					20	15	75%			
		国保・健康増進課	○	—			—	(公財)長崎県健康事業団、県民	20			

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i ドクターヘリ運航等救急医療体制の構築・災害時や感染症発生時における医療の体制強化</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輪番で救急を担う病院の設備・施設整備の支援、救急医療協力病院へ補助を行うとともに、ドクターヘリについては、要請件数増加に伴う重複要請対策として、平成30年度から佐賀県との相互応援協定に基づく運航を開始した。(新型コロナウイルス流行期には、県境を越えたまん延防止の観点から、相互運航を一時停止) ・休日、夜間に発生する精神科救急医療に対する体制整備は、現在、各保健所圏域で精神科輪番病院制で速やかな対応をしている状況であり、課題となっている平日夜間の救急や身体合併症のある精神科救急患者への対応については、引き続き、精神科医・一般科医・警察・消防等との関係機関と連携を図りながら、精神障害者の救急医療が適切かつ効率的に提供されるよう検討を行っていく必要がある。 ・障害者の新型コロナウイルス感染症による感染対策の強化を図るため、令和2年度に長崎県口腔保健センター歯科診療所に対して口腔外バキューム等の診療設備を整備した。今後は、感染対策を強化した巡回歯科診療車の更新が必要である。 ・大規模災害等への体制整備を図るため、DMAT等の養成や広域搬送拠点臨時医療施設(SCU:長崎空港)における円滑な運用体制の構築が課題である。 ・集団感染リスクが高い感染症の発生時においては、保健所による患者調査と接触者の調査によって、早期探知し、感染者には受診勧奨、除菌確認を行い、まん延防止を図っている。なお、保健所による集団生活施設を重点とした衛生教育等により、集団感染の防止に引き続き努めていく必要がある。 ・長崎県の結核の現状として、罹患率は減少傾向にあるものの減少率は低下し横ばいにある。結核患者を早期発見し、確実に治療を行うことは結核の罹患率を下げることに繋がっていく。長崎県の結核患者の8割が高齢者であり、高齢者結核対策を進めていくことが重要である。県内での集団発生事例は近年ないが、主な感染経路は高齢者の過去の感染によるものが多く、加齢に伴う免疫力の低下に伴い発症している事例が多いため、高齢者施設等をターゲットとして啓発活動や県が作成した「高齢者施設施設における結核早期発見のためのリーフレット」の活用を促していく必要がある。 ・肝炎ウイルス検査受検者数は年々減少傾向にあることから、潜在的な未受検者のさらなる掘り起こしを行い、検査受検者数を維持するため、対応を検討していく必要がある。また、陽性者に関しては、フォローアップ(受診勧奨)を行うことで医療につなげ、治療が必要ない方に対しても継続的にフォローアップを実施していく必要がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、市町、医療機関等が協議・連携を行い、救急医療体制の中心的役割を担う輪番制病院、救急医療協力病院への効率的な支援を検討のうえ、体制の整備を図る。 ・歯科診療車の設備について、12年目となり次回車検までに更新する必要があることと、既存の設備を鑑み、感染対策のための強化を図るため、歯科診療車の更新を行う。 ・DMAT養成研修や技術向上研修を開催すると共に広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の円滑な運用に向けたDMAT等参加訓練を行い、災害時の医療提供体制の強化を図る。 ・引き続き感染症対策の基本である手洗いやマスク着用などの啓発を積極的に行っていくとともに、関係機関と連携を図りながら感染者の早期発見などに取組み、感染症のまん延防止に努める。 ・高齢者が集団的生活をする施設や医療機関、結核の定期健康診断を行っている市町などに対し、結核健診の実施や有症状時に早期発見できるよう現状の啓発活動の更なる推進を図る。 ・平成30年度から取り組んでいる肝炎医療コーディネータの養成について、肝炎患者会の方等も認定対象に追加し、研修会を実施することで、正しい知識の普及、肝炎ウイルス検査の未受検者への働きかけを推進する。また、保健所など関係機関と情報共有し、陽性者のフォローアップを継続的に実施する。
<p>ii ニーズに応じた医薬品や医療機器等の安定供給体制の強化</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬局、医薬品販売業者、医薬品製造業者等の立入検査等を行い、「不適」とされた施設については重点的に監視を行い、再発防止策の徹底を指導し、その後の改善を確認した。また無承認無許可医薬品について買上調査や注意喚起などを実施し、健康被害の防止に努めた。また、医薬品医療機器等法の改正により、令和3年度から導入された認定薬局制度については、地域連携薬局等の認定に関する研修会を開催し、令和5年3月時点で18薬局を認定することができた。地域包括ケアシステムを深化させ、関係機関と連携し地域医療を更に推し進めるためには、さらなる整備促進を図っていく必要がある。 ・献血確保目標量は概ね達成し、輸血用血液の安定供給に必要な献血量は確保することができた。しかし、少子高齢化が進む状況の中で、将来を担う若年層の献血協力が不可欠であり、引き続き若年層を中心とした献血協力の啓発活動を継続して実施する必要がある。 ・登録者数を安定確保するため、ドナー登録説明員等のボランティア育成等を行い、登録会の開催を増やしていく必要がある。また、骨髄ドナー登録者が骨髄を提供しやすい環境を整備するため、企業団体におけるドナー休暇制度導入が必要である。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定薬局制度については、地域連携薬局等の整備促進を図るため、認定意向のある薬局に対する個別相談を実施していく。 ・献血については、市町、血液センター及び教育庁と連携し、高校生献血普及CMコンテスト等の実施により、若年層を中心とした啓発活動を継続して行っていく。 ・骨髄ドナー登録に必要な説明員を確保するため、説明員の養成等研修会を開催する。また、骨髄ドナー登録者が骨髄提供をしやすい環境を整備するため、企業団体に対してドナー休暇制度導入の働きかけを行っていく。

4. 令和5年度見直し内容及び令和6年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和5年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和5年度の新たな取組は「R5新規」等と、見直しが無い場合は「—」と記載	令和6年度事業の実施に向けた方向性			
			事業期間 所管課(室)名		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分	
取組項目 i	○	1	ドクターヘリ運営事業費	新型コロナウイルス感染症の5類移行と共にコロナ患者の移送が可能となるよう、事業者・基地病院と連携・協議を行った。	⑨	ドクターヘリを含む救急患者の搬送体制について、関係機関等と継続した協議を行う。また、ヘリ出動中で救急搬送要請に対応できなかった約150件/年及び高齢化に伴い、年々増加する救急搬送要請(2035年まで増加見込み)に対応するため、必要な見直しや検討を行う。	改善	
			H18-					
			医療政策課					
		2	保健医療対策費	令和5年度は、次期医療計画の策定の年となっており、計画の見直し及び地域医療構想を推進していくための協議の場として、引き続き保健医療対策協議会等において協議を進める。	②	令和5年度に策定した第8次医療計画の実効性を高めるため、保健医療対策協議会や専門部会等において、指標による進捗管理や各施策の評価に取り組む。	改善	
								H16-
								医療政策課
		3	第二次救急医療体制整備費	—	—	救急医療体制の中心的役割を担う輪番制病院、救急医療協力病院への効率的な支援を検討していく。	現状維持	
S63-								
医療政策課								
	4	広域災害・救急医療情報システム費	県内における災害研修・訓練を充実させるため、企画・立案を行うDMATインストラクターの養成について、事業化を検討した。救急医療情報システムについては、「5. 持続可能な医療体制確保事業」にて、医療機関の応需情報等を充実させた新たなシステムの構築を進める。	②	令和5年度に、県内における災害研修・訓練の企画・立案を行うDMATインストラクターの資格取得支援事業を新たに追加したため、令和6年度以降は災害に備えた医療体制の強化に努める。また、広域災害医療情報システムを用い、県内の災害に対する脆弱性を有する病院のリスト化に取り組む。また、救急医療情報システムについては、「5. 持続可能な医療体制確保事業」にて、医療機関の応需情報等を充実させた新たなシステムを令和5年度に構築、令和6年度から運用開始予定。	改善		
							H11-	
							医療政策課	
	5	持続可能な医療体制確保事業	R5新規	②	R5年度に改定する県の医療計画に掲げる目標達成に向けた新たな施策に取り組んでいく。	拡充		
							(R5新規)R5-7	
							医療政策課	
	6	感染症予防対策事業	・新型コロナウイルスや新たな感染症の発生動向を見極めながら、県民に対し、手洗いや換気など効果的な感染防止対策の周知に努めている。特にお盆の時期には、感染者数の増加に伴い、夏の感染対策について県民へ周知した。 ・次の感染症危機に備えた感染症法の改正が行われたため、県感染症予防計画の改定や、感染症発生・まん延時における確実な医療提供の提供のため、あらかじめ医療機関等と協定を締結する等の取組を行う。	②	引き続き、感染症の発生動向調査を行いながら、感染症についての普及啓発や感染防止対策の周知等の対策を講じることで、県民の感染症予防意識の醸成等に寄与する。さらに、令和5年度に改定する予防計画や目標値に基づき、平時から、次の感染症危機に備えた医療提供体制や療養体制の確保、人材育成、必要物品の備蓄等を行い、計画の進捗を管理していく。	拡充		
							H11-	
							感染症対策室	
	7	結核予防対策事業	県内の新規結核患者の8割は高齢者であるため、高齢者施設等への研修会等の開催回数を増加することで、関係機関との連携を強化し、結核患者の早期発見・早期治療により確実な結核治療に繋げる。	②	引き続き、高齢者結核に対する対策を強化し、また、県民に対しても結核の正しい知識の普及や疫学調査及び結核菌分子疫学的調査の解析結果等をもとに結核の伝播経路等の検証を通じて、効果的な結核対策を進める。その他、結核患者に対し、適切かつ確実な服薬支援を通じて感染の拡大・薬剤耐性菌の出現を防止する。また、結核予防週間(9月24日～39日)に併せて、県内各市町へ結核予防週間に係るチラシやポスターを配布し、結核定期健康診断の受診率の更なる向上を図る。	改善		
							S61-	
							感染症対策室	

取組項目 i	8	肝炎対策事業費	<p>肝炎医療コーディネーター育成のため、肝炎患診療拠点病院である長崎医療センターとの連携についてより一層の強化を図り、新たに認定対象に追加した肝炎患者会の方等への研修方法の検討等実施していく。また、肝炎ウイルス検査で陽性となった方を医療機関での定期的な検査や適切な治療に繋げるため、各県立保健所と連携し対象者に対し更なるフォローアップ(受診勧奨)を行う。</p>	②	<p>肝炎患診療連携拠点病院である長崎医療センターと連携し、肝炎医療コーディネーターの認定対象として、医療関係者だけでなく、新たに肝炎患者会の方等も含めることとし、研修会の実施により、正しい知識の普及、肝炎ウイルス検査受検の促進につなげる。 肝炎ウイルス検査のフォローアップ(受診勧奨)に関しては、各保健所との連携を行い、継続的に定期検査を受検するようフォローアップを行う。</p>	改善	
		H19-					
		感染症対策室					
	9	がんとともに生きる事業	<p>・R4年度に実施したがん検診精密検査登録制度の導入に向けた調査結果をもとに市町及び医師会等関係機関との連携を進めた。 ・県ピアサポーター派遣を開始するため、R4年度に県ピアサポーター規約を策定し、拠点病院等に対して、ピアサポーター受入体制整備の構築を促進させた。</p>	②	<p>R4年度末に改定された国の「がん対策推進基本計画」に基づきR5年度に改定する県の「がん対策推進計画(第4期)」に掲げる目標達成に向けた新たな施策に取り組んでいく。 ・がん受診率60%達成に向けて、検診実施主体である市町だけでなく、事業主にもがん検診への理解を深めてもらうため、がん検診の推進に関する協力協定締結企業や関係団体等と連携し普及啓発を推進する。 ・精密検査受診率90%達成に向けて、精度管理の質の担保及び県民の利便性の向上のため、市町及び医師会等関係機関と連携しがん検診精密検査登録制度を導入する。 ・患者同士の体験共有ができる場の存在は重要であることから、ピア・サポーターの養成を推進してきた。また、ピア・サポート活動の質の担保と活動の場の提供も重要であることから、県ピアサポーターの派遣を県内全域に拡大させていく。</p>	終了	
		R3-					
		医療政策課					
	10	障害者歯科診療・休日歯科診療事業	<p>障害者巡回歯科診療車の設備を更新して、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染防止対策を強化し、受診を希望する方が安心して受診できるよう環境整備を図ったことを周知した。また地域からの巡回歯科診療ニーズに対応するため、市町や障害者施設・団体へ調査を実施し、調査結果を活かして巡回計画立案を行い、効果的な障害者の歯科医療体制の確保を図った。</p>	②	<p>感染防止対策と新たな生活様式に対応した診療のために実施したセンター診療所及び巡回車の環境改善について、今後さらに関係課と連携して周知を図り、障害のある方が安心して受診できることを広く積極的にアピールしていく。また地域からの診療ニーズに今後も対応すべく、センター診療所と歯科診療車を有効活用しながら目標受診者数の達成を目指すとともに、障害者の歯科医療体制の確保を図っていく。</p>	改善	
		S60-					
		国保・健康増進課					
	11	精神科救急医療体制整備事業費	—	—	<p>活動指標、成果指標ともに前年度と同水準で推移しており、長崎県精神科救急情報センターの目的である個々の相談業務に応じ医療機関の紹介や受診援助に関する情報提供等が適切に行われている。引き続き休日夜間、及び平日夜間について継続していく。</p>	現状維持	
H19-							
障害福祉課							
12	予防接種対策事業費	—	②	<p>引き続き、再接種費用の助成を行う市町に対し、県が助成を行うことにより、市町における助成制度の創設を促していく。</p>	現状維持		
	R4-						
	感染症対策室						
取組項目 ii	○	13	薬務行政費	<p>地域連携薬局等の整備促進を図るため、県薬剤師会と連携し、地域のがん患者の療養生活を支えるための薬局機能強化を促進する研修会及び認定薬局取得に意欲のある薬局をあらかじめ選定したうえで、対象薬局に対する説明会等を開催する。</p>	②⑥	<p>・関係機関と連携し地域医療を推進するため、在宅医療等に対応できる地域連携薬局等の整備促進を図るとともに、無承認無許可医薬品の買上調査等を継続して実施し、県民の健康被害の防止に努めていく。 ・新たに設定される国の後発医薬品の使用促進に関する令和6年度以降の数値目標を踏まえ、県が掲げる数値目標達成に向け新たな施策に取り組む。 ・災害薬事コーディネーターが有事の際に各地域の実情に応じて対応できるよう研修会の内容を変更しながら継続して実施し、コーディネーターの資質向上を図っていく。</p>	改善
			S40-				
			薬務行政室				
14	○	14	献血及び骨髄移植推進費	<p>若年層に対する献血推進活動の取組として、関係機関と連携し高等学校を個別に訪問し、校内献血及び将来の献血行動の契機となるよう「献血セミナー」開催について働きかけを行う。</p>	②⑤⑥	<p>骨髄ドナー登録者をより安定的に確保するため、骨髄ドナー提供者の環境整備や登録者確保対策を継続して実施するとともに、引き続き関係機関と連携し、高校生を中心とした若年層に対する献血普及啓発活動を強化していく。また、学生・生徒の献血を推進するには、保護者の献血思想への理解が後押しになることから、PTA等の団体の協力を得ながら、保護者対象とした啓発活動に取り組んでいく。</p>	改善
			S39-				
			薬務行政室				

取組 項目 ii	15	薬事監視指導費	—	②⑥	引き続き、薬局、医薬品販売業者、医薬品製造業者等への立入検査を通して、医薬品等の適正使用や安定供給の確保を図っていく。	現状維持
		S40-				
		薬務行政室				
	16	麻薬指導取締費	—	—	本事業は医療に必要な不可欠な麻薬及び向精神薬を適正に使用し、乱用による弊害を防止することを目的としており、違反や重大な事故を防止するために継続して事業を実施する必要がある。	現状維持
		S28-				
		薬務行政室				
	17	毒物及び劇物指導取締費	—	—	農業危害防止運動期間を中心に、講習会等を通して適正な取扱いや販売について指導を行い、事故防止対策を図っていく。	現状維持
		S25-				
		薬務行政室				
	18	臓器移植対策事業	10月の臓器移植普及月間に実施予定であるグリーンライトアップイベントの継続とあわせて、臓器移植搬送マニュアルの見直しなど、臓器移植の理解と意思表示の普及啓発と併せて、臓器移植医療連携の強化を図る。	②	臓器提供は継続的に行われており、臓器提供者とその家族、医療機関との連携が円滑に行われるために臓器移植コーディネーターの存在は不可欠である。臓器提供の情報は、多くが家族の承諾によるものであり、提供者本人の意思表示の携帯、臓器移植の理解について、これからも県民に普及啓発を継続する必要がある。また、臓器移植を円滑に行うため、マニュアルの見直しや移植医療情報担当者の研修会など実施し、移植医療連携強化を図る。	改善
		S60-				
		国保・健康増進課				

注：「2. 令和4年度取組実績」に記載している事業のうち、令和4年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改革要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点